消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力を！

消防・救急課

「自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車などの緊急自動車が近づいて来た。」このような場面に遭遇した時、緊急自動車に進路をスムーズに譲ることができるでしょうか。

消防自動車や救急自動車などは、消火活動や傷病者の搬送等、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場へ到着する必要があります。そのため、道路交通法のなかで、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなど、多くの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力も必要不可欠です。

自動車等を運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、周囲の状況に注意し進路を譲っていただき、一刻も早く災害現場に到着できるようご協力をお願いします。

問合わせ先
消防庁消防救急課　伴
TEL: 03-5253-7522

道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

○交差点又はその付近の場合
交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は､道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合
道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。
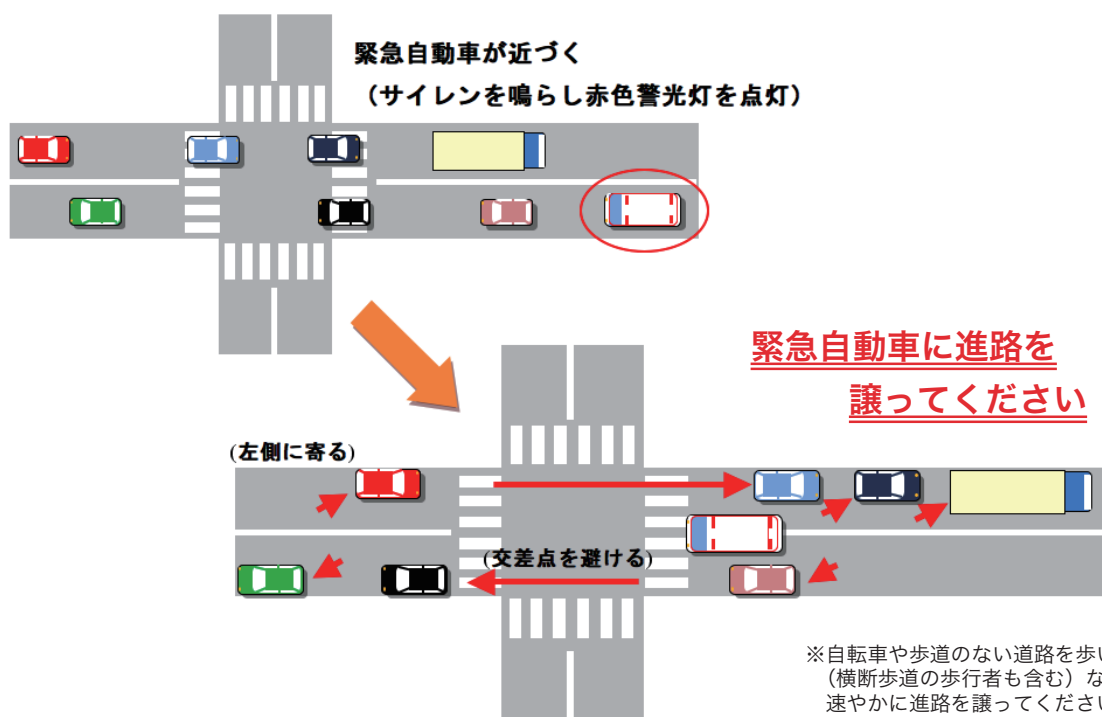
「救急の日2012」の開催

救急企画室

1．はじめに

「救急の日」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年９月９日を「救急の日」とし、この日を含む１週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年の救急医療週間は、９月９日（日）から15日（土）までであり、全国各地で様々な行事等が催されました。特に９日及び10日の２日間は、有楽町駅前広場において、消防庁・厚生労働省・一般財団法人日本救急医療財団・日本救急医学会が主催し、「救急の日2012」のイベントを開催しました。

また、10日には、平成24年度救急功労者表彰式をとり行い、東京都千代田区大手町のＫＫＲホテル東京において、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった方々を表彰いたしました。

2．「救急の日2012」のイベント

９日のオープニングセレモニーでは、久保信保消防庁長官、大谷泰夫厚生労働省医政局長、島崎修次日本救急医療財団理事長、有賀徹日本救急医学会代表理事によりテープカットが行われました。

その後、メインステージでは東京消防庁救急隊により、「46才の男性が、同僚と歩行中に突然心肺機能停止状態になった。」との想定訓練が展開されました。指令員の口頭指導により同僚がバイスタンダーＣＰＲとＡＥＤを実施し、救急隊到着後は救急救命士が実際の救急現場で行う気管挿管や薬剤投与といった、救急救命処置のデモンストレーションが臨場感一杯に実施されました。救急救命処置の必要性や市民が行う応急手当の重要性も説明され、多くの方々が足を止めて見学してくださいました。

オープニングセレモニーでのテープカットの模様
（左から、島崎理事長、大谷局長、久保長官、有賀代表理事）

その後に行われた特別アトラクションでは、タレントの水野裕子さん（10日にはタレントの中村優さん）を迎え、熱中症や家庭内事故の対処法などのトークで会場を沸かせ、その後心肺蘇生法を実演していただき、応急手当の重要性についてアピールしていただきました。

来場者対象の応急手当指導

その他、日本赤十字社応急手当指導員による来場者対象の応急手当指導、正解者に救急関係グッズが贈呈される救急医療に関するクイズ大会、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の実演訓練などのイベントが催されました。

両日とも、救急車や除染車、ドクターヘリなどが展示され、日頃見る機会の少ない車両や機体を前に、皆さん真剣な眼差しでご覧になっておられました。

また、消防庁イメージキャラクター「消太」をはじめ、全国５都市の消防キャラクター（札幌市消防局：リスキュー、東京消防庁：キュータ、大阪市消防局：セイバーミライ、堺市消防局：タッシー、神戸市消防局：ウーカン）も登場し、リーフレットなどを配布したところ、大人から子供まで多くの人々に記念撮影や握手をお願いされる

など大人気でした。

3．平成24年度救急功労者表彰式

今年は、10日に東京都千代田区大手町のＫＫＲホテル東京11階「白鳥の間」において、坂井秀司全国消防長会事務総長、山本保博財団法人救急振興財団会長の御臨席の下、総務大臣表彰（13名・４団体）及び消防庁長官表彰（８名）が行われ、それぞれ加賀谷総務大臣政務官、長谷川消防庁次長から表彰状と記念品が授与されました。また、受賞者を代表して鳥取県の石部裕一氏が謝辞を述べられました。

救急功労者表彰では、永年にわたる救急隊員の教育・指導や救急患者の積極的な受入れなどを通じ、各地域の救急医療を支えてこられた方々や、後進の救急隊員の指導や一般市民への応急手当の普及啓発などを通じ、各地域の救急体制の構築に貢献された方々が表彰されております。

平成24年度救急功労者表彰受賞者名簿

総務大臣表彰（個人）

氏名	所属・役職
青木　重孝	医療法人財団青木会　青木記念病院　理事長
鮎川　勝彦	飯塚病院　副院長（経営管理部門長）　兼　救命救急センター所長
石部　裕一	独立行政法人労働者健康福祉機構　山陰労災病院　院長
氏家　良人	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科救急医学分野教授　岡山大学病院　高度救命救急センター長
大庭　正敏	大崎市民病院　副院長
坂本　不出夫	国保水俣市立総合医療センター水俣市病院事業管理者　兼　院長
佐藤　愼一	地方独立行政法人神戸市民病院機構　神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センター長　兼　臓器提供対策室長
相馬　一亥	北里大学病院　救命救急センター部長
田伏　久之	医療法人孟仁会　東大阪山路病院　院長
丹正　勝久	日本大学医学部救急医学系救急集中治療医学分野　主任教授　兼　日本大学医学部附属板橋病院病院長
中村　夏樹	国家公務員共済組合連合会　新別府病院　病院長
中村　正明	秋田県厚生農業協同組合連合会　雄勝中央病院　院長
山口　満	隆山会河村医院　院長　兼　ＪＡ岐阜厚生連東濃厚生病院　非常勤医師

総務大臣表彰（団体）

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科　先進治療科学専攻　生体機能制御学講座　侵襲制御学分野（麻酔・蘇生学教室）

社団法人　郡山医師会

新潟市民病院救命救急・循環器病・脳卒中センター

消防庁長官表彰（個人）

氏名	所属・役職
尾形　昌克	広島市消防局　警防部救急課　救急救命士養成担当課長
桂川　勇次	学校法人滋慶学園　東京医薬専門学校　コメディカルⅢ学部　救急救命士科　講師
北岸　忠志	大阪狭山市消防本部　消防長
久保田　眞二	太田市消防本部　参事警防課主幹
関根　正明	さいたま市消防局　中央消防署消防署長
田頭　善彦	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部　消防長
舘野　章	小山市消防本部　小山市消防署　間々田分署長
藪谷　育男	弘前地区消防事務組合　消防指導員

4．おわりに

今後も消防庁では、都道府県や市町村、厚生労働省などの関係機関と連携し、救急業務の実態についての正確な情報提供に努め、国民の皆様に救急業務についての正しい理解を深めていただくとともに、限りある救急医療資源の救急車を本当に必要な時に上手に利用していただけるよう、各種広報媒体を有効に活用するなど、救急業務の普及啓発活動等を積極的に展開していきたいと思います。

消防キャラクター大集合！

式辞を読み上げる加賀谷総務大臣政務官

表彰状を読み上げる長谷川消防庁次長

問合わせ先
消防庁救急企画室　渡部・玉岡
TEL: 03-5253-7529

お知らせ

セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年４月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは対応する安全対策がとられていないため認められていませんでしたが、セルフスタンドについて検討が行われた結果、一定の安全対策を講ずれば従来のガソリンスタンドと同等の安全性を確保することができることが確認され、セルフスタンドが認められることとなりました。

近年、ガソリンスタンドの件数は全国的に減少傾向にありますが、これとは対照にセルフスタンドは増加しており、平成23年３月末現在では、8,500件を超えています。
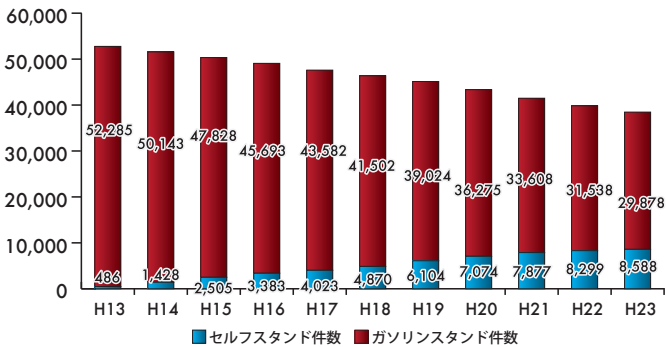
セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生割合がフルサービスのガソリンスタンドに比べると高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました。
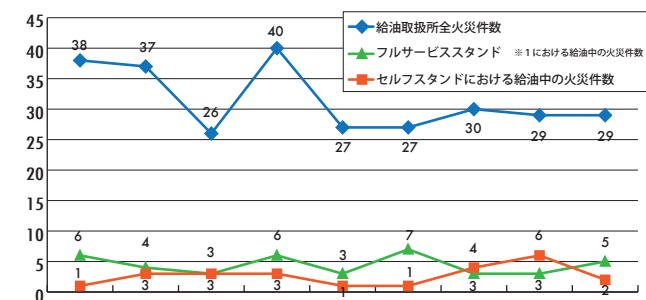
※1・・・従業員による給油が行われるガソリンスタンド

給油取扱所１万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
セルフスタンド	24.0	11.8	7.5	12.3	4.9	9.9	3.8	3.6	5.8
フルサービススタンド	0.2	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	1.2	1.9	0.7

給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。

- 静電気除去シートなどにより静電気を十分除去すること。
- 車に給油する油種を十分に確認すること。
- ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- 自動車又は原動機付自転車以外の水上バイク等への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている使用方法、注意事項を必ずお読みください。またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

その他

セルフスタンドにおける給油に関しては、下記のホームページをご参考に、安全に給油してください。

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項
http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html

石油連盟：セルフ給油での油吹きこぼれに関する注意事項
http://www.paj.gr.jp/paj_info/topics/2006/12/19-000282.html

問合わせ先
消防庁予防課危険物保安室施設係　七條・大盛
TEL: 03-5253-7524

雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われていますが、近年、大雪となった年には、雪害により多くの方が亡くなっています。特に、平成１８年豪雪、平成22年12月から平成23年３月の大雪、昨年11月から本年３月の大雪では、一冬に100人を超える方が亡くなっています。

地域の協力による除雪作業
（提供：山形県尾花沢市）

雪害による人的被害の主な要因としては以下のようなものが挙げられ、除雪作業中の事故によるものが多いという特徴があります。

- 除雪作業中の屋根、はしごなど高所からの転落
- 除雪作業中の水路等への転落
- 除雪機の事故（巻き込まれなど）
- 屋根からの落雪
- 除雪作業という重労働による発症

そこで、除雪作業中の事故を防ぐために心がけるべきポイントとして、以下のようなものが挙げられます。

- 2人以上で除雪作業を行う
- はしごは必ず固定する
- 建物の周りに雪を残して雪下ろしを行う
- 低い屋根でも油断しない
- 疲労時は作業しない
- 作業時は携帯電話を持って行く
- 命綱やヘルメットを使用する
- 除雪用具の手入れ、点検をこまめに行う
- 除雪機の雪詰まりの処理はエンジンを切って行う
- 晴れの日は屋根の雪がゆるんでいるので注意する

これらの対策は、「よくある除雪中の事故とその対策」（内閣府、国土交通省）にまとめられています。

「よくある除雪中の事故とその対策」
（内閣府ホームページより）

また、近年の傾向をみると、65歳以上の高齢者が犠牲となる割合が高く、全犠牲者のおよそ3分の2を占めています。こうした傾向は、豪雪地帯における高齢化の進展、除雪作業の担い手不足が要因の一つとなっていると考えられます。

こうした状況への対策として、隣近所、自治会、消防機関、自主防災組織など、地域コミュニティの共助による除雪作業を実施できる仕組みや、地域内外のボランティア等の除雪作業の担い手が協力して作業できる仕組みの構築が有効です。

消防庁では、降積雪期を迎えるに当たり関係道府県に対して通知を発出し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう要請したほか、本年１月にも関係道府県に対して通知を発出し、除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等を要請しました。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。雪による事故への備えを怠らず、雪害に強い安心安全なまちづくりを進めていきましょう。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災係　浦田、岩片
TEL: 03-5253-7525

地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは過去の事例からも明らかです。平成７年１月17日に発生した阪神・淡路大震災での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係、ガスストーブやガスコンロなどのガス機器関係、また石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。

初期消火

突然、大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。あわてて行動すると、転倒した家具、飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。丈夫な机の下に身をかくしたり、家具から離れるなどして自分の身の安全を守り、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。揺れている時に無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをする危険があります。

万が一、周りのものに火が付いてしまっても、初期のうちは消火器などで十分に消すことができます。速やかに消火するとともに、大声で隣近所に助けを求めることも大切です。

電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに転倒した電気器具が作動して出火する通電火災に注意する必要があります。避難などで家を空けるときは、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

また、ブレーカーを戻す際は、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど安全を確認しましょう。

ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。

石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信は禁物です。必ず火が消えたことを確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすい物を置くことは火災につながります。普段から使用上の注意を守りましょう。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係　日野、長崎
TEL: 03-5253-7525

石油ストーブなどの安全な取扱いについて

予防課

　本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。
　平成23年中におけるストーブによる火災をみると、全国で1,609件発生し、中でも石油ストーブによる火災は、763件と前年に比べ19件増加しており、全体の47.4%を占めています。
　ストーブによる火災の主な出火原因をみると、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱、使用中の給油等が原因となっています。
　また、東日本大震災を起因とする電力事情や防災意識の高揚により、平成23年中は100Ｖの電源が不要である石油ストーブの販売台数が大幅に増加（前年比189%）しており、石油ストーブによる火災の増加が懸念されるところです。
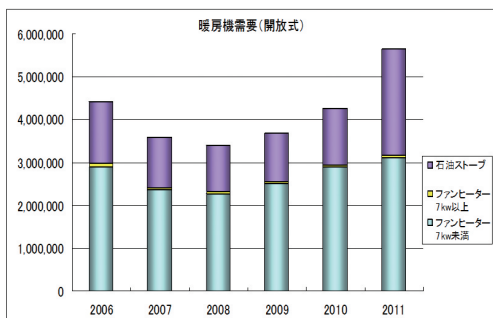
石油ストーブの販売台数の推移

　寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

1．使用にあたっての注意事項

（１）カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用すること。
（２）ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。
（３）ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないこと。
（４）ストーブの近くでヘアスプレー等を使用しない。また、近くに放置しないこと。

ストーブのまわりに
燃えやすい物がないかの確認を！
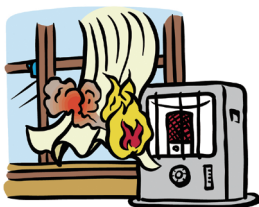
ストーブで洗濯物を
乾かすのはやめましょう。

2．使用方法

（１）取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用すること。
（２）石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行うこと。
（３）カートリッジタンク式のものは、給油後、タンクのふたを確実に締めること。

3．点火及び消火の確認

（１）点火後は、炎の調整を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
（２）就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4．点検・整備

　暖房シーズン前には、十分な点検を行い、故障している場合は、販売店等に修理を依頼すること。

5．危険物の保管

（１）灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク若しくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。
（２）保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
（３）地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

6．機器の安全性の向上

　平成21年以降、消費生活用製品安全法により、石油燃焼機器が特定製品に指定され、国の定めた技術基準に適合した旨のPSCマークを表示した上で販売することが義務づけられました。
　石油ストーブの場合の技術基準は次の3点です。
○カートリッジタンクの口金の安全強化
　確実に締めたことが音、目視又は感触で確認できること。
○給油時自動消火
　カートリッジタンクを引き抜くと自動的に消火すること。
○不完全燃焼防止強化
　使用中に一酸化炭素の濃度が基準以上となった場合、自動的に消火すること。

問合わせ先
消防庁予防課予防係　児玉、古賀
TEL: 03-5253-7523

お知らせ

危険物事故防止対策論文の募集

危険物保安室

消防庁では、安全で快適な社会づくりに向けて危険物に係る事故防止の推進に役立てることを目的に、危険物保安技術協会と共催で危険物事故防止対策論文を募集しています。

【募集内容】

危険物に係る事故防止に関する次のような論文

○事故防止及び安全対策に係わる提言、アイデア、経験等に関するもの
○職場等における事故防止対策、安全活動等の自主的な取組に関するもの
○実際に経験した事故等において、実施した対応を踏まえ、事故の拡大防止について考察したもの
○事故防止の観点からとらえた危険物の貯蔵・取扱い上のノウハウの整理・分析事例及び教育（伝達）事例について
○危険物施設において発生した、事故の原因調査及び事例の分析又は教訓とした事故の発生防止対策及び被害の拡大防止対策に関するもの
○設備、機器等の検査技術に関する安全対策
○事故に関する危険を取り除くための防止対策及び対応策に関するもの
○危険物施設等の危険性を抽出し、評価する手法の活用例
○危険物、少量危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱い及び輸送における安全対策について
○事故の防止対策及び対応策に関する科学技術の基礎及び応用に関するもの
○その他事故防止対策に関するもの

【応募資格】

どなたでも応募できます。

【応募締切】

平成25年１月31日（木）必着

【選考方法】

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

【応募方法】

応募方法は、以下の消防庁ホームページ又は危険物保安技術協会ホームページをご覧ください。

・消防庁ホームページ
http://www.fdma.go.jp/info/2012/20121001-1.pdf
・危険物保安技術協会ホームページ
http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/info/ronbun_24_10_1.pdf

問合わせ先
消防庁危険物保安室　村山、森
TEL: 03-5253-7524

【賞】

消防庁長官賞
賞状及び副賞（20万円）＜２編以内＞
危険物保安技術協会理事長賞
賞状及び副賞（10万円）＜２編以内＞
奨励賞
賞状及び副賞（２万円 ）＜若干名＞
（副賞は危険物保安技術協会提供）

※受賞された場合はご本人に連絡するとともに、消防庁のホームページ及び危険物保安技術協会のホームページ並びに機関紙に発表します。

【論文提出先】

〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目３番１３号
神谷町セントラルプレイス
危険物保安技術協会　事故防止調査研修センター
電　話：03（3436）2356
ＦＡＸ：03（3436）2251
ＵＲＬ：http://www.khk-syoubou.or.jp

危険物安全週間推進標語の募集

危険物保安室

消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、危険物を取り扱う関係事業所を始め、広く国民のみなさまに対して危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年６月の第２週（平成25年度の予定は６月２日（日）から６月８日（土）まで）を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

今般、「危険物安全週間」において、広くポスター等に用いられる「危険物安全週間推進標語」を募集しますので、奮って応募していただきますようお願いします。

なお、平成25年度のポスターモデルは、女子サッカー、なでしこジャパンのキャプテンとしてロンドンオリンピックで銀メダルを獲得した宮間あや選手を予定しております。

平成25年度ポスターモデル
宮間あや選手

応募方法	応募方法は、以下の消防庁又は財団法人全国危険物安全協会のホームページに掲載されている募集案内をご覧ください。 **・消防庁ホームページ** http://www.fdma.go.jp/info/2012/20121004-1.pdf **・財団法人全国危険物安全協会ホームページ** http://www.zenkikyo.or.jp/
応募資格	どなたでも応募できます。
締切	**平成24年12月10日（月）** ※インターネットの場合　17：00まで ※はがきの場合　当日必着
選考方法	関係行政機関・学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。
賞	**最優秀作　１点**　消防庁長官賞と副賞（20万円） **優秀賞　１点**　全国危険物安全協会理事長賞と副賞（10万円） **優良作　10点**　記念品 ※副賞と記念品は危険物安全週間推進協議会からお渡しします。 ※入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び(財)全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・広報誌等に作品とお名前及びお住まいの都道府県・市区町村名を発表いたします。 ※入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。
あて先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門２−９−１６　日本消防会館５階 財団法人　全国危険物安全協会内　危険物安全週間推進協議会事務局 電　話：03（3597）8393 ＵＲＬ：http://www.zenkikyo.or.jp/

過去５年の最優秀作品推進標語（ポスターモデル）【敬称略】

・平成20年度　安全へ確かなスマッシュ保守点検　（バドミントン選手　小椋久美子・潮田玲子）
・平成21年度　安全は 意識と知識と 心掛け　（卓球選手　福原愛）
・平成22年度　危険物 事故は瞬間 無事故は習慣　（気象予報士　根本美緒）
・平成23年度　危険物無事故のゴールは譲れない！　（サッカー選手　川島永嗣）
・平成24年度　危険物 めざせ完封 ゼロ災害　（野球選手　田中将大）

問合わせ先
消防庁危険物保安室
村山、森

TEL: 03-5253-7524